

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
1 t トレーラ（通信機器電源用）	G V - D 0 1 0 0 1 0 F	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成 1 8 年 8 月 3 0 日
	変 更	令和 5 年 5 月 1 5 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する 1 t トレーラ（通信機器電源用）（以下、“トレーラ”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、D S P D 6 0 2 2 及び G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

D S P D 0 0 0 2	1 ½ t トラック
D S P D 6 0 2 2	1 t トレーラ
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
G S - C 5 2 3 0 2 9	発動発電機 J P U - U 7

b) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和 4 5 年防衛庁訓令第 1 号）
技術変更提案の処理について（通達）〔陸幕装計第 7 2 号（1 0 . 3 . 2 6）〕

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

このトレーラは、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。）に適合するとともに、G S - C 5 2 3 0 2 9 の搭載に使用し、D S P D 0 0 0 2 に連結したのけん（牽）引に十分耐え得る構造とする。

2.2 構成

構成は、D S P D 6 0 2 2 の 2.2 による。

2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品とする。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、D S P D 6 0 2 2 の 2.4.1 によるほか、荷

台に図1に示す発動発電機用架台の固定穴及び水抜き穴を設ける。

なお、細部は、承認図面による。

2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は、図2を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

2.4.3 質量

質量は、DSP D 6022の2.4.3による。

2.5 外観・性能・機能

外観、性能及び機能は、DSP D 6022の2.5による。

なお、DSP D 6022の付表1の注記のけん引車両は、DSP D 0002とする。

2.6 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、DSP D 6022の2.6による。

なお、細部は、承認図面による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、DSP D 6022の2.7による。

なお、細部は、承認図面による。

2.8 標識

標識は、訓令に基づく調達要求元の標識を表示する。

3 品質保証

監督及び検査は、DSP D 6022の付表1によるほか、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、DSP D 6022の箇条4による。

5 その他の指示

5.1 全般

その他の指示は、5.2～5.10によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.2 附属品

附属品は、DSP D 6022の5.1による。

5.3 無償貸付品

無償貸付品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、DSP D 0002 1両を貸し付ける。

なお、貸付けについての手続き、取扱いについては、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.4 承認用図面等

契約の相手方は、2.4.1、2.4.2、2.6及び2.7について、契約後速やかに承認用図面及び色見本を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出の要領は、GLT-CG-Z000001の2.2及び箇条6による。

5.5 申請書類

申請書類は、DSP D 6022の5.4による。

5.6 納入書類

5.6.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トレーラ1両ごとに表1による。

表1－添付書類

名称	部数	注記
取扱説明書 ^{a)}	各 1	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.1 a) による。
部品表（第 1 種） ^{b)}		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.3 a) による。
納入装備品等の契約不適合に関する契約条項		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.4 による。
注^{a)} 自衛隊車両に適合する給油図及び定期交換部品の交換周期表を含む。		
注^{b)} 取扱説明書に含まれる場合は、添付を省略してもよい。ただし、その場合、事前に調達要求元へ確認する。		

5.6.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2の書類を提出する。
- b) 提出要領は、書面を基準とし、電子媒体で提出する場合、事前に提出先に確認する。
- c) 別契約（過年度の契約を含む。）において、表2の書類を提出したことがあり、かつ、書類の内容に変更がない場合は、提出を省略してもよい。ただし、その場合、当該書類に代えてその旨を記した提出書類省略願（様式適宜）を提出する。

表2－提出書類

名称	数量	提出先	提出時期	注記
取扱説明書 ^{a)}	各1	陸上自衛隊 補給統制本部 火器車両部	納入時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.1 a) による。
整備資料（第1種） ^{b)}				G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.2 a) による。
部品表（第1種） ^{b)}				G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.3 a) による。
完成品写真 ^{c)}	1組		完成検査合格後	前方、後方及び左右側方とする。
注^{a)} 自衛隊車両に適合する給油図及び定期交換部品の交換周期表を含む。 注^{b)} 取扱説明書に含まれる場合は、提出を省略してもよい。ただし、その場合、事前に提出先へ確認する。 注^{c)} 提出要領は、カラーキャビネ版4面又は1 6 0 0 × 1 2 0 0 ピクセル以上のサイズの電子画像データ（J P E Gフォーマット）とする。				

5.7 技術資料

契約の相手方は、検査資料その他必要な技術資料を官側の要求によって開示しなければならない。

5.8 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更をする場合は、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊に基づき、契約担当官等に提出する。

5.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

単位 mm

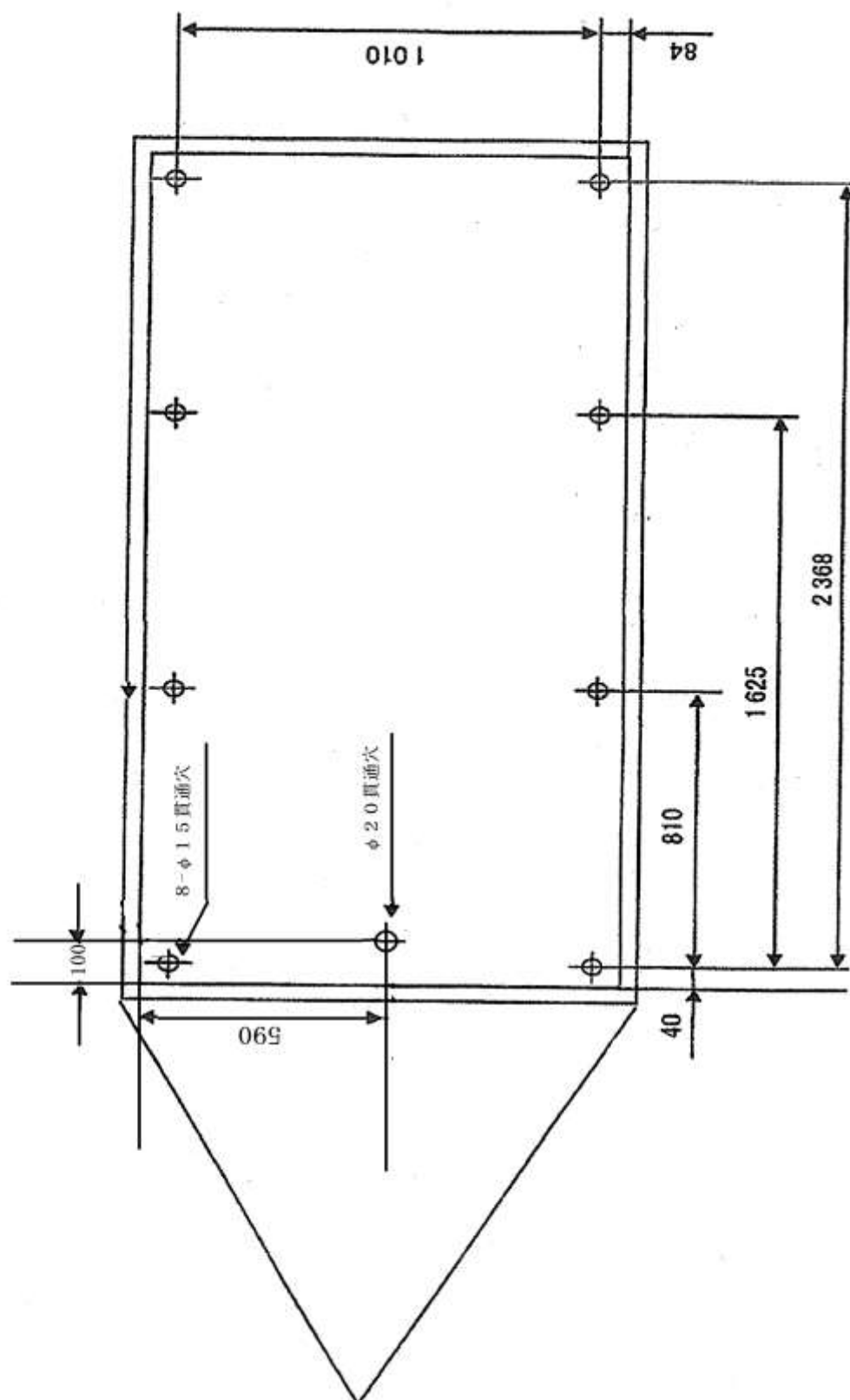


図1 - 1 t トレーラ (通信機器電源用)

単位 mm

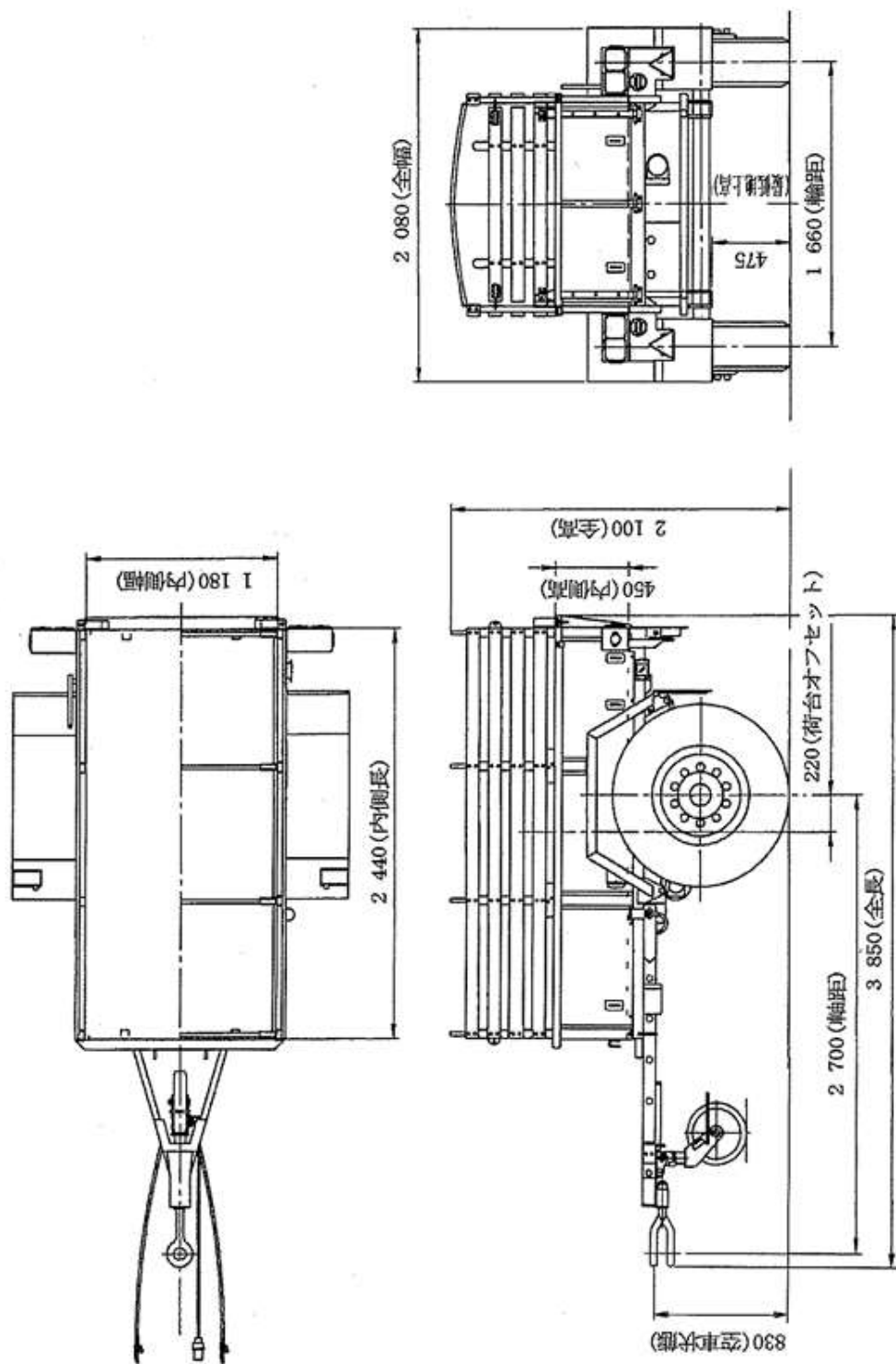


図 2 - 1 t トレーラ (通信機器電源用)